

株 主 各 位

神奈川県横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号
株式会社NFKホールディングス
代表取締役社長 城 寶 豊

第66期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第66期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第66期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）
計算書類報告の件
本件は、上記1. 及び2. の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

- 第1号議案** 資本減少の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第2号議案** 剰余金処分の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は、後記のとおりです。

第4号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、会計監査人に監査法人ウィングパートナーズが選任され就任いたしました。

第5号議案 取締役4名選任の件

本件は、原案のとおり城寶豊、キム・ジョンウォン、田中耕、久保田隆の4氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

以 上

ご 参 考 第 3 号 議 案 の 定 款 一 部 変 更 の 内 容 は 次 の と お り で あ り ま す 。
(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
<p>第 1 章 総 則 第 1 条 (商号) (条文省略)</p> <p>第 2 条 (目的) 当 会 社 は <u>下 記 の 事 業 を 営 む 事 を</u> 目 的 と す る 。</p> <p>1. <u>各 種 燃 焼 工 業 用 機 械 の 設 計 並 び に 製 造、販 売</u> 2. <u>各 種 工 業 窯 炉 の 設 計 並 び に 製 造、販 売</u> 3. <u>各 種 燃 焼 技 術 を 活 用 し た 環 境 設 備 機 器 及 び 省 エ ネ ル ギ ー 設 備 機 器 の 設 計 並 び に 製 造、販 売</u> 4. <u>各 種 燃 焼 設 備 の 配 管、設 備 工 事 及 び タ イ ル、レ ン ガ、ブ ロ ッ ク 工 事</u> 5. <u>工 業 所 有 権、著 作 権 等 の 無 体 財 産 権 の 修 得 及 び 譲 渡 に 関 す る 事 業</u> 6. <u>損 害 保 険 代 理 業、自 動 車 損 害 賠 償 保 険 法 に 基 づ く 保 険 代 理 業 及 び 生 命 保 険 の 募 集 に 関 す る 業 務</u> 7. <u>ビ ル 管 理、倉 庫 管 理、清 掃 業</u> 8. <u>不 動 産 の 売 買、賃 貸 借 及 び 管 理 業</u></p> <p>9. <u>株 式 及 び そ の 他 有 価 証 券 の 保 有、運 用、金 銭 債 権 の 買 取 り、債 務 の 保 証・引 き 受 け 及 び そ れ ら の 仲 立 業</u></p> <p>10. <u>電 動 自 転 車、電 動 オ ー ト バ イ、電 動 自 動 車 用 各 部 品 (モ ー タ ー、バ ッ テ リ ー 等) の 設 計 並 び に 製 造、販 売</u></p>	<p>第 1 章 総 則 第 1 条 (商号) (現 行 ど お り)</p> <p>第 2 条 (目的) 1. 当 会 社 は、<u>次 の 事 業 を 営 む 事 と 並 び に 次 の 事 業 を 営 む 会 社 の 株 式 も し く は 持 分 を 所 有 す る 事 に よ っ て、ま た は そ れ 以 外 の 方 法 及 び 形 態 に よ っ て、当 該 会 社 の 事 業 活 動 を 支 配・管 理 す る 事 を 目 的 と す る。</u></p> <p>(1) <u>各 種 燃 焼 工 業 用 機 械 の 設 計 並 び に 製 造、販 売</u> (2) <u>各 種 工 業 窯 炉 の 設 計 並 び に 製 造、販 売</u> (3) <u>各 種 燃 焼 技 術 を 活 用 し た 環 境 設 備 機 器 及 び 省 エ ネ ル ギ ー 設 備 機 器 の 設 計 並 び に 製 造、販 売</u> (4) <u>各 種 燃 焼 設 備 の 配 管、設 備 工 事 及 び タ イ ル、レ ン ガ、ブ ロ ッ ク 工 事</u> (5) <u>工 業 所 有 権、著 作 権 等 の 無 体 財 産 権 の 修 得 及 び 譲 渡 に 関 す る 事 業</u> (6) <u>損 害 保 険 代 理 業、自 動 車 損 害 賠 償 保 険 法 に 基 づ く 保 険 代 理 業 及 び 生 命 保 険 の 募 集 に 関 す る 業 務</u> (7) <u>ビ ル 管 理、倉 庫 管 理、清 掃 業</u> (8) <u>不 動 産 の 売 買、賃 貸 借 及 び 管 理 業</u></p> <p>(9) <u>株 式 及 び そ の 他 有 価 証 券 の 保 有、運 用、金 銭 債 権 の 買 取 り、債 務 の 保 証・引 き 受 け 及 び そ れ ら の 仲 立 業</u></p> <p>(10) <u>モ ー タ ー、バ ッ テ リ ー 等 の 設 計 並 び に 製 造、販 売</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>1 1. <u>グループ会社及びその他企業への経営指導、コンサルタント業務</u></p> <p>1 2. <u>グループ会社、内外のベンチャー企業及びその他企業への投融資及び投融資の仲介、斡旋</u></p> <p><u>1 3. 投資事業組合財産の運用及び管理運営に関する業務</u></p> <p>1 4. <u>各種電気製品及びその部品の製造、販売</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>1 5. 上記に関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 第6条(会社の発行可能株式総数及び株券の種類) 当会社の発行可能株式総数は、<u>6, 0 0 0</u>万株とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>第8条(取締役会決議による自己の株式の取得) 当会社は、会社法第165条第2項の<u>規程</u>により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(1 1) <u>グループ会社及びその他企業への経営指導、コンサルタント業務</u></p> <p>(1 2) <u>グループ会社、内外のベンチャー企業及びその他企業への投融資及び投融資の仲介、斡旋</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(1 3) <u>各種電気製品及びその部品の製造、販売</u></p> <p>(1 4) <u>産業廃棄物の処理に関する設備の開発、製造、販売及び産業廃棄物処理業</u></p> <p>(1 5) <u>廃棄物等を用いた代替エネルギーの生成に関する設備の開発、製造、販売及び代替エネルギー生成に関する一切の事業</u></p> <p><u>2. 上記に関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第6条(会社の発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、<u>1 1, 8 6 1</u>万株とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条(取締役会決議による自己の株式の取得) 当会社は、会社法第165条第2項の<u>規定</u>により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第9条～第11条 (条文省略)</p> <p>第12条(株式取扱規程) 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「<u>株式取扱規定</u>」による。</p> <p>第3章 株 主 総 会 第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>第18条(議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令</u>の定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第19条～第22条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第23条(取締役会の招集権者および議長) 1. 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が<u>召集</u>し、議長となる。</p> <p>第23条2項～第27条 (条文省略)</p> <p>第28条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条(株式取扱規程) 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「<u>株式取扱規程</u>」による。</p> <p>第3章 株 主 総 会 第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条(議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令</u>に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第19条～第22条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第23条(取締役会の招集権者および議長) 1. 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が<u>招集</u>し、議長となる。</p> <p>第23条2項～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。 (以下、「<u>報酬等</u>」という)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第37条 (条文省略)</p> <p>第38条(報酬等) 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は</u>、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第43条(事業年度) 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>第44条(剰余金の配当等の決定機関) (条文省略)</p> <p>第45条(剰余金配当の基準日) (条文省略)</p> <p>第46条(配当の除斥期間) (条文省略)</p> <p>附 則 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第38条(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第43条(会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第44条(事業年度) (現行どおり)</p> <p>第45条(剰余金の配当等の決定機関) (現行どおり)</p> <p>第46条(剰余金配当の基準日) (現行どおり)</p> <p>第47条(配当の除斥期間) (現行どおり)</p> <p>附 則 (現行どおり)</p>